

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年12月13日)

【 件 名 】

- | | | | |
|---|----------------------------------|--------------|---|
| 1 | 年末相談窓口の開設について | (福祉保健課) …… | 1 |
| 2 | 全国障がい者芸術・文化祭の実施体制について | (障がい福祉課) …… | 2 |
| 3 | 「少年の健全育成のための有害環境対策に関する覚書」の締結について | (青少年・家庭課) …… | 3 |
| 4 | 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画について | (健康政策課) …… | 4 |

福祉保健部

年末相談窓口の開設について

平成25年12月13日
 福祉保健課
 暮らしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 ” 就業支援室
 経済産業総室経営支援室

会社を離職された方、求職中の方、生活に困窮されている方、資金繰りでお悩みの中小企業の方などを対象に、年末相談窓口を開設する。

1 期 日

平成25年12月28日(土)・29日(日) 8:30~17:15

2 場所及び相談内容

場 所	相談内容
○鳥取市役所駅南庁舎 (鳥取市、鳥取県社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター(※)と共同で実施) ○中部総合事務所 ○西部総合事務所 (鳥取県社会福祉協議会と共同で実施)	○求職中の方 職業に関する相談(技術人材バンクの登録相談を含む)
	○生活に困窮している方 生活福祉資金貸付等の相談、生活保護の相談
	○お住まいにお困りの方 公営住宅の入居相談・情報提供
	○資金繰りでお悩みの中小企業の方 中小企業向け制度融資の案内

(※) 鳥取県社会福祉協議会が県から委託を受けて、東部圏域を対象地域として本年11月25日に開設。就職、債務、生活費等生活困窮者の相談を受け、各市町や市町社協と連携をしながら個別支援を実施。

3 その他

国による「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」との共同開催に向けて12月下旬を目途に期日、場所及び相談内容について調整中。

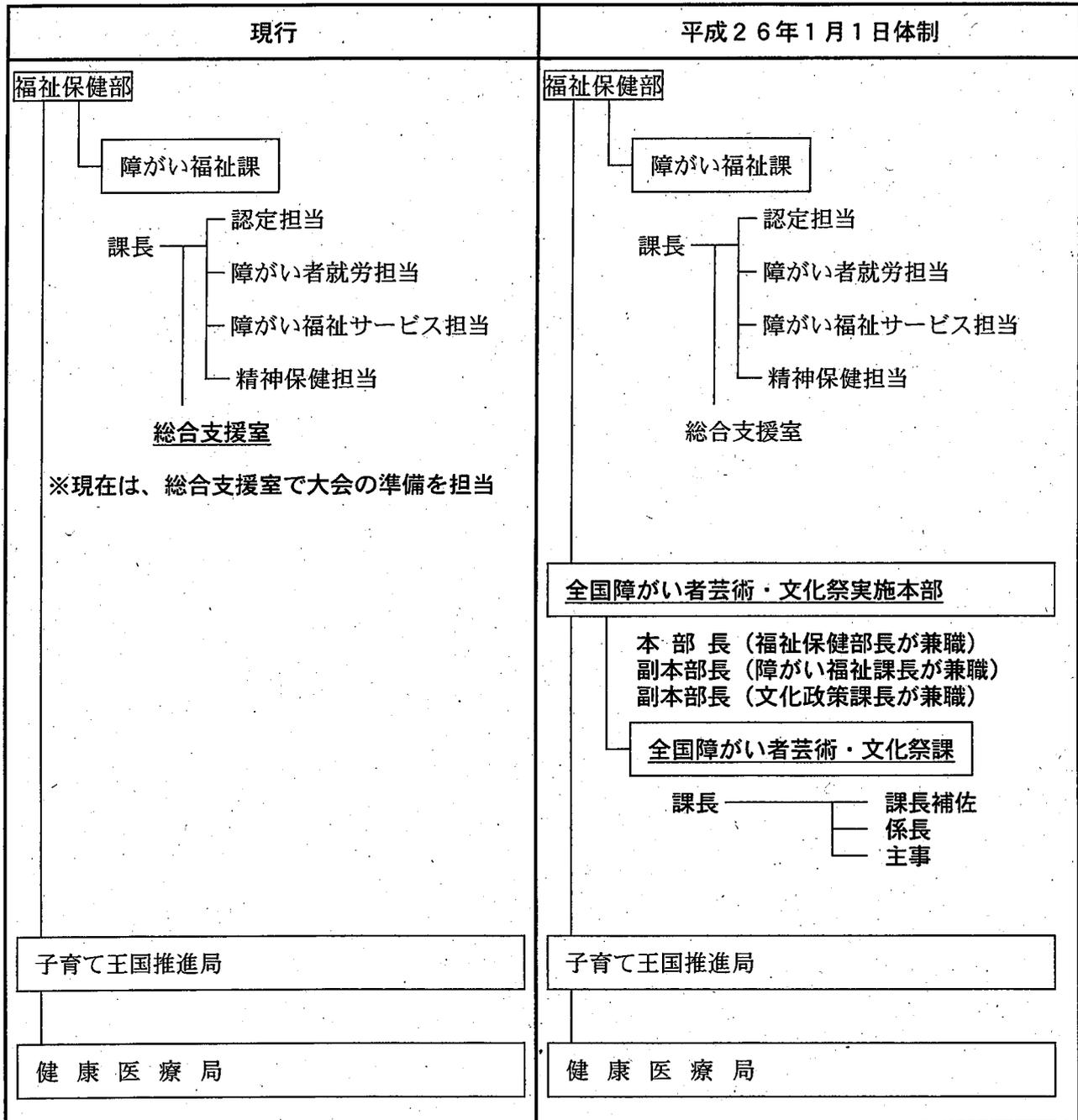
【参考】昨年度までの実施状況(相談件数)

	H20	H21	H22	H23	H24(相談者数14人)						
					職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	計
県庁	12	26	18	22	3	1	2	2	0	1	9
中部総合 事務所	4	2	1	10	0	1	1	0	0	0	2
西部総合 事務所	5	24	7	10	0	2	0	4	2	0	8
計	21	52	26	42	3	4	3	6	2	1	19

全国障がい者芸術・文化祭の実施体制について

平成25年12月13日
 行財政改革局業務効率推進課
 福祉保健部障がい福祉課

平成26年度に実施する「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の実施のため、平成26年1月1日付けで、福祉保健部内に「全国障がい者芸術・文化祭実施本部及び全国障がい者芸術・文化祭課（定数：7名）」を設置します。



「少年の健全育成のための有害環境対策に関する覚書」の締結について

平成25年12月13日
青少年・家庭課
くらしの安心推進課
教育総務課
警察本部
(生活安全部少年課)

少年の健全育成を図るため、福祉保健部、生活環境部、教育委員会、県警及び関係事業者・団体が連携して有害環境対策に取り組むことを内容とした覚書を12月9日(月)に締結しましたので、報告します。

1 背景・目的

鳥取県では、青少年健全育成条例を制定し、有害図書類の指定、フィルタリング設定の徹底、青少年の深夜外出の制限等、青少年を有害情報や犯罪被害から守る取組を行っているところである。しかしながら、最近の有害情報の蔓延、深夜営業を行う店舗の増加等の状況から、行政による働きかけだけでなく、関係事業者・団体と協力しての取組が今後一層重要と考えられることから、覚書を締結し、行政と民間事業者が緊密に連携した取組を推進しようとするもの。

2 覚書を締結した機関、事業者・団体

鳥取県福祉保健部、鳥取県生活環境部、鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部生活安全部、青少年育成鳥取県民会議、鳥取県カラオケボックス協会、鳥取県アミューズメント施設営業者協会、鳥取県飲食生活衛生同業組合、鳥取県コンビニエンスストア等防犯協議会、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の12の機関、事業者・団体

3 覚書による具体的な活動

①有害情報の遮断

- ・関係事業者による有害図書類(雑誌、DVD、ゲーム等)の区分陳列等による視聴や閲覧の防止の徹底
- ・行政と関係事業者・団体の連携によるフィルタリングの普及啓発の推進

②善良な風俗環境の保持

- ・行政と関係事業者・団体合同による巡回活動(飲酒・喫煙者や深夜外出者への声かけ等)
- ・関係事業者(コンビニエンスストア、ゲームセンター、飲食店事業者等)による少年の飲酒・喫煙者や深夜外出者等に対する積極的な声かけ等



(覚書の調印式の状況)

③広報、啓発

- ・行政と関係事業者・団体が連携した有害環境対策についての街頭啓発活動の実施
- ・行政と関係事業者・団体が連携した有害情報の危険性についての講習会、講演会等の開催

④健全育成の環境整備

- ・少年に悪影響を及ぼす環境の対策

4 今後の取組

その他の関係団体についても、覚書の締結について呼び掛け、連携を広めていく。

鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画について

平成25年12月13日
健康政策課

新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の施行に伴い、現行の県行動計画を改正する内容の「鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画（素案）」についてパブリックコメントを行いましたので報告をします。

1 パブリックコメント結果

意見募集の期間：平成25年10月23日（水）から平成25年11月11日（月）まで
受付意見数：3件

（意見内容及び対応方針）

意見（概要）	対応方針
<p>現在の行動計画では、海外発生期においては感染症指定医療機関のみが「帰国者・接触者外来」を設置することとなっていますが、実際を考えればフェーズにこだわることなく、この運用を柔軟にする仕組みを作り、計画に盛り込むことが必要。</p> <p>「帰国者・接触者外来」には症例定義にあう患者を診察するものとして、その機能を明確にしておく等が行動計画に必要。</p>	<p>基本は、国内発生期において、感染症指定医療機関以外にも「帰国者・接触者外来」を拡大するという流れとなりますが、「患者受診状況等必要に応じて、帰国者・接触者外来を設置する医療機関の拡大について、前倒し検討及び実施を行う。」旨の記載を追記します。</p> <p>また、受診時の混乱のないよう、県民等へ受診方法の周知を図る旨の記載を追記します。</p>
<p>新型コロナウイルスの罹患・重症化・死亡リスクを減らすためには、生活習慣病対策、とりわけ喫煙・受動喫煙防止推進が最も重要な対策のひとつです。新型コロナウイルス対策としてタバコ対策は非常に有効なので、これらの対策を行動計画に盛り込むべき。</p>	<p>季節性インフルエンザでは、一般的に、慢性閉塞性肺疾患、喘息等の持病のある方は重症化しやすいとされています。本計画においても予防接種の優先接種対象の想定に医学的ハイリスク者（呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）を含めているところです。</p> <p>なお、喫煙は、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患）のみならず、がん、循環器疾患、糖尿病、等の危険因子であることから、県としては、禁煙及び受動喫煙対策への重要性についての認識しており、鳥取県健康づくり文化創造推進プラン等に基づき、各種の禁煙等の対策を講じております。</p>
<p>抗インフル薬備蓄について、リレンザの備蓄量の増量や、2010年に新規登録、発売に至ったラピアクタ（ペラミビル）及びイナビル（ラニナミビル）も備蓄の対象として検討されるべきではないでしょうか。</p> <p>パンデミック発生時は医療機関が混雑し、診療の順番を待っている間に症状が重篤化したり、院内感染のリスクも生じます。個人的に実施できる補完代替医療としてとしてエキナセアの活用について言及ができないか。</p>	<p>現在、県では国の備蓄方針に基づき、タミフル及びリレンザの備蓄を進めることとしています。リレンザは、国の備蓄目標が変更され、今年度新たにリレンザを追加備蓄する予定としており、今後、計画の備蓄状況（表）の適宜修正を行っていく予定です。</p> <p>また、本計画で明示する新型コロナウイルス等に係る治療については、安全で治療効果があるもの限定して記載しています。エキナセアは治療効果等が明確でないと認識しており、本計画への掲載は難しいと考えております。</p>

2 今後のスケジュール

平成25年12月13日 議会（常任委員会）へ報告
平成25年12月下旬 県行動計画改正

(参考) 県行動計画の主な改正内容について

○改正方針

- ・各発生段階毎の具体の対策については、従来の県行動計画で整理した対応等を継続する形で整理。ただし、緊急事態宣言時※には、法的措置に切り替えることが出来るよう整理。
※新型インフルエンザ等が国内発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められる時に政府が宣言発出
- ・特措法上の新たな要素を追加する。

○具体の変更内容

- ・法定化された「不要不急の外出の自粛の要請・指示」「施設の使用制限の要請・指示」等緊急事態宣言時の措置について明記
- ・特措法上の対象疾患である新感染症（※）への対応を追加
※新感染症とは、未知の感染症で、重篤性があり、かつまん延すれば健康への重大な影響が大きいもの。特措法では、そのうち全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものが対象となる。
- ・特措法上の新型インフルエンザ等対策の実施主体である指定地方公共機関（※）の役割等を追加
※指定地方公共機関とは、新型インフルエンザ等発生時に、その業務を通じて一定の公益的役割を果たして頂くため、あらかじめ県知事が指定した公共性・公益性のある業務を行う民間法人。国民保護法等に類似の仕組み有り。
- ・法定化された予防接種（特定接種・住民接種）の考え方、対象者等について明記 等

